



### 企画展示のご案内

憲政記念館開館 50 周年を記念し、「立憲国家への道のり」と題して、令和4年10月1日～令和5年6月29日まで3期に分けて展示します。

#### －（前期）近代日本の夜明け－ ～令和4年12月27日（火）

明治政府内の対立、自由民権運動の勃興、頻発する不平士族の反乱など、新たな国家体制のもとで激動する当時の様子を関係資料で紹介しています。錦絵「征韓論之図」（周延画）の他、板垣退助らが連署し左院に提出した「民撰議院設立建白書」（国立公文書館原蔵・複写）、「漸次立憲政体樹立の詔草案」（国立国会図書館原蔵・複製）などを展示しています。



錦絵「征韓論之図」（周延画）

#### －（中期）自由民権運動の展開と 国家体制の形成－ 令和5年1月7日（土）～ 3月30日（木）

自由民権運動の高揚と停滞、政府の主導権を握った伊藤博文を中心として進められる立憲国家への歩みを関係資料で紹介します。錦絵「板垣君遭難之図」（豊宣画）や初代の第一次伊藤内閣閣僚が描かれた錦絵「皇国高官鑑」（国保画）の他、「国会開設の勅諭」（国立公文書館原蔵・複写）などの展示資料により、内閣制度の発足を迎え、国家体制の形成に向かって大きく前進する時代の様子をご覧ください。



錦絵「皇国高官鑑」（国保画）

※（後期）第1回衆議院議員総選挙の実施と帝国議会の召集（仮題）は、令和5年4月1日（土）～6月29日（木）の予定です。

もう一つの議会史～国会職員オーラルヒストリー～Ⅲ  
清野 裕三さん（その2）

前号では、委員部時代、渉外部（国際部）への異動、第1回日本・EC議員会議の開催、日本・EC友好議員連盟について掲載しました。

<清野裕三>（きよの・ゆうぞう）



昭和48年4月衆議院事務局に入り庶務部人事課、管理部、委員部に勤務の後、昭和53年4月渉外部（現在の国際部）に配属。以後、昭和58年11月在ルクセンブルク日本大使館、平成13年7月核燃料サイクル開発機

構への出向を経て、平成16年7月国際部国際会議課長となる。平成17年9月文部科学調査室首席調査員となり、その後教育基本法に関する特別調査室長、教育再生に関する特別調査室長兼務の後、平成19年7月外務委員会専門員（外務調査室長）となる。平成22年6月30日退職。

【IPUとは】

—— 昭和57年7月1日に列国議会同盟課に異動されました。IPU<sup>1</sup>についてお話しください。

○清野氏 IPUは結構古いですね、明治時代からありました。日本は1908年に加盟した、世界的な組織です。比較すると、例えばEEC<sup>2</sup>には委員会、各国の政府に当たる組織があって、議員会議、議員の組織があるということと同じように、これは、世界レベルで見ると、IPUは、政府の集まりの国際連合（国

連）に対応するものといえると思います。

欧州評議会でも議員会議というのが同様にあります。政府の集まりに対して、市民、国民の代表である議員会議というものがつくられたのが、IPUの始まりだと認識しております。

IPUは本部がジュネーブにあり、事務をそこが統括しています。会議の開催地は、当時はIPU加盟国の持ち回りでした。

ジュネーブでIPU会議を開くことを除けば、恐らく世界中でやっているのだと思います。この世界中というのは北朝鮮も含んでやっている、北朝鮮でも開かれたということです。

—— IPUにも本会議や委員会があるのでしょうか。

○清野氏 本会議と委員会があります。その委員会は、例えば日本国会に本会議と委員会があって小委員会もできることがある、そういうやり方と同じです。

IPUというのは決議を採択します。その決議案の土台となる議題について、まず委員会で日本を含む各国代表が意見を述べます。決議案が事前に分かることもあれば、現地でも出ることもありますし、あるいは、

<sup>1</sup> 列国議会同盟：Inter-Parliamentary Union

<sup>2</sup> 欧州経済共同体：European Economic Community

その問題について複数の国が決議案を出すことがあります。決議案は提出後、おって決議を作成する起草委員会で審議されることとなります。

—— それぞれの議題で、ということですね。

○清野氏 そうです。

さらに、修正案も提出されます。決議案のほかにメモランダム（覚書）というのがあります。このような決議案やメモランダムや修正案というのが、しかるべき時間に提出されます。現地でIPU事務局が配布するそれら決議案等の資料を集め、日本代表団の先生に翻訳の上でお渡しします。

IPUの常設委員会は、第1、第2、第3、第4があり、テーマごとに区分されています。具体的には、平和及び安全保障に関する第1委員会、持続可能な開発、金融及び貿易に関する第2委員会、民主主義及び人権に関する第3委員会、国連に関する第4委員会があります。例えば中東和平に関する議題が第1委員会で取り上げられていたことをよく憶えています。

ここで、衆参の分担の話をする、政治問題は衆議院が担当し、第2委員会の開発問題は参議院が担当することが慣習的に決まっていた。

—— すると委員会ごとに担当のテーマに関する決議案を作り、本会議に上げるのですか。

○清野氏 そうです。当時は、各委員会で各国が議題について意見を述べ、関心のある国の代表委員何名かで構成される起草委員会において案文を揉み、最終的に起草委員会で可決した決議案が親委員会の審査を経て本会議に上程し賛否を問う、とい

う流れです。したがって、IPU会議ではテーマに関する複数の決議が採択されます。

それから、委員会のほかに、本会議で一般討論というのがあって、委員会の合間に行われます。これは各国議員団の団長が自由に演説を行う場です。

事務局、同行者としていつも気にしているのは、日本の一般討論の発言順位を早いところに登録することでした。それが常に私の場合は頭にあり、上司にも言われていました。例えば朝9時から会場が開くなら、それに合わせて日本代表の発言の順位を確保する努力をします。

これは、会議にありがちですが、会議の冒頭は着席者数が多いということと無関係ではないと思います。

—— IPU会議のための準備についてはどうでしたか。

○清野氏 事前準備と、それから現地での事務というのがあります。

IPUの準備というのは、先ほどお話した決議案がジュネーブのIPU事務局から事前に送られてくることが結構多いのですが、それを翻訳して参加する議員にお渡しし、日本政府のこれまでの対応もお伝えし、打合会で日本議員団としての決議案への賛否を考えていただくということがあります。

それともう一つは、日本側の議題に沿った演説原稿、これを作るのも準備ですね。あとは一般討論のスピーチ原稿を作成するという事です。

それから、会議期間中、それなりに現地でいろいろな国の議員団と交流することがあるので、その招待状の準備もします。また儀礼的な贈呈品の交換の準備もありました。

もちろん、決議案の翻訳や演説原稿の案を作り参加する議員の了承を得るとというのがメインですが、それは出発前にやっておきます。

現地に入ると先ほど説明した通り、決議案が提出されていることもありますし、あるいはメモランダムということで、決議案ではないですが意見を述べることもあるので、それも翻訳しなければいけません。当初、翻訳作業は我々随行者がやっておりかなりの労力を費やしておりました。その後、時差を利用し、現地で出た決議案を東京に送り、国際会議課で翻訳してもらい、翌朝和訳を手に入れるという対応になりました。

現地では、こういった翻訳などの作業をするためにホテルの一つの部屋を事務室として開設することも重要な準備です。加えて、会場とホテル間の車の手配、車を用意しただけでは駄目なので、現地ドライバーとの無線機などを用意しての連絡体制構築、また、議員が視察する際の随行といったことも必要になってきます。

—— ところで I P U の開催国はどのように決まるのですか。

**○清野氏** I P U の運営については、執行委員会というものがあります。会議地案を決めて、春季、秋季の I P U 会議で決定します。執行委員会は、春季、秋季以外でも単発で開催されることがありますので、開催地は随時決まっています。

#### 【ラゴスの I P U 会議同行】

—— I P U ラゴス会議（昭和 57 年 4 月）はどのような会議でしたか。

**○清野氏** 海外で開かれた I P U 会

議の開催地に同行したというのはもちろん初めてですし、I P U をじかに見たのも初めてだったので、この時の印象というのは強いですね。

ナイジェリアというのは、今でも政情不安ですが、渡航に際しまずマラリアの予防注射を 2 度打ちました。それから狂犬病も打ちました。明け方ラゴスの空港に着いたら、危ないから明るくなるまで待っているというような所でした。

会議があるため国会に行き、会場に入ろうとしたら、ごそごそ何かあり、あっと見たら、大きなトカゲがいました。そして会場に入ると、ぼんとランプが、電球が落ちるので。頭にでも落ちたら大変なことになるのですが幸い怪我した人はいなかったです。また、停電もありました。停電すると、通訳ができなくなってしまいます。そういった経験をしたのが非常に印象的でした。

#### 【I P U 会議に対する印象】

—— I P U 会議は開催地が変わっても印象や現地での仕事に変わりはなかったですか。また、議員会議の効果についてはどうお考えですか。

**○清野氏** そうですね。I P U というのは全世界で開催されます、私は南米、東欧などにも同行しました。

もちろん国が変われば印象は変わるのですが、やはり国際会議に出るというのは、職員もそうですがどうやら議員もそんなに慣れていなかったのではないかと、というのが後からの私の印象です。ですから、次に何があるのか、何をするのかということで言えば、職員として I P U の事務局本部などから情報を取り、それを議員に伝える、また、明日の予定

は何であるというようなことを夜寝る前にきちんと議員に伝える、ということ。そうしないと議員さんもきっと不安になりますから。このあたりはかなり気を遣いました。

I P Uというのは議員会議ですから、結局国連もそうですが、政治的な決議をし、それをもって政府や国連に対しアピールするという事なので、参加する日本議員団から見ると、言い方がなかなか難しいのですが、果たしてどのくらい政治的な効果があるのかというのは、なかなか分からないかもしれません。

私もI P Uのアジア・太平洋地域の経済協力に関する会議でタイに行き、バンコク経由で3～4日間ジョムティエンというところに行きましたが、ものすごくのんびりしていて、会議では決議も作ったと思うのですが、この決議をI P Uの本部がどのように各国に配り、国連の方にもアピールしたのかといったことは、余りフォローはしていません。

ですから、正直その辺はなかなか、判断というか、評価が難しいのではないかと思います。議員会議というのはそういう印象ですね。

#### 【I P Uを牽引された先生】

—— I P U会議を熱心に牽引された先生の話もお話しいただければと思います。

○清野氏 2度のI P U東京会議の時には、福永健司衆議院議員という

当選回数の多い方が執行委員もされていきました。日本国会を代表してI P Uではよく知られた方です。その方がいたので東京会議が開催できたのだと思いますし、日本議員団もこの方を中心に組織されたのだと思います。

福永先生はその後衆議院議長にもなられたので、そういった意味でも非常に有力な方で、日本・E C議員会議の倉成先生と同じぐらいの牽引力になったのかなというふうに思います。

それから、先の話ですが、私が倉成先生と同様に親しくさせていただいたのは、I P U会議で瓦力衆議院議員です。瓦先生は福永先生と同様に、I P Uの執行委員になられました。

瓦先生は、I P Uの東京本会議というのまではされなかったのですが、I P U地域会議のASEANプラス3という東京会議を誘致されました。それが平成17年4月です。

いずれにしても、有力なベテランの衆議院議員がいらして、その方がやはり政治力というか、顔でいろいろなことをまとめられることによって、この種の会議の運営がうまく維持発展できるのかなというふうに思います。

(以下、その3に続く)

※ 清野さんによる英語の国会議事堂案内をYouTube 衆議院事務局チャンネルにある「Tours of the National Diet」

(<https://www.youtube.com/watch?v=E4eo-unL8eY>) でご覧になれます。

## 「憲政記念館 50年のあゆみ」刊行

憲政記念館は、わが国の議会開設80年を記念して設立され、1972年（昭和47）に開館してから、本年で50年を迎えました。

これを記念し、「憲政記念館50年のあゆみ」を発行いたしました。

本誌が、国民の皆様には議会政治に対する認識を広く深めていただく一助となれば幸いです。

### 「憲政記念館50年のあゆみ」

#### 【憲政記念館概要】

憲政記念館の沿革  
憲政記念館略年表  
新たな国立公文書館及び憲政  
記念館建設の経緯  
常設展  
特別展  
広報及び教育普及事業の実施



（中表紙）議事堂風景 榎戸庄衛画

#### 【主な収蔵資料】

主な収蔵資料の紹介

#### 【利用案内】

憲政記念館参観について  
収蔵資料の利用について

憲政記念館のホームページに  
掲載しています。右のQR  
コードからご覧ください。



当館では、国民の皆様と議会をつなぐ場として議会制民主主義の発展・普及に貢献すべく、主権者教育に重点を置いた展示・学習機能の充実を図るとともに、参観者に議会政治のはじまりと今の国会の役割や憲政史の説明を行い、また、議場体験コーナーで実際に議事を体験いただくなど、令和10年度末に予定している新たな憲政記念館の開館に向けた試行的な取組を始めております。

多くの皆様のご来館をお待ちしております。

【発行人】 野口 幸彦  
【編集責任者】 青山 卯女

【印刷・発行】 衆議院事務局 憲政記念館  
〒100-0014 東京都千代田区永田町 1-8-1  
TEL：03-3581-1651



本紙について、私的利用・引用等著作権法で認められた行為を除き、無断で改変・転載・複製を行うことはできません。引用される場合には出所を明示し、また、転載等を行う場合にはあらかじめ当館へご連絡ください。